



## 国民健康保険・後期高齢者医療のお知らせ

### ○国民健康保険の手続き

年度初めの4月は、就職や進学または定年退職など、生活に大きな変化がある時期です。それにもなっ  
て国民健康保険の各種手続きが必要となる場合があります。また、一部の手続きによる保険証の交付は、後日郵  
送となる場合がありますのでご了承ください。

脱退する手続きが必要な場合	加入する手続きが必要な場合
・就職して新しく会社の健康保険に加入した場合 (※1)	・退職して職場の健康保険を抜けた場合 (※3)
・町外に転出する場合 (※2)	・健康保険の任意継続が終了もしくは抜けた場合 (※4)
・生活保護が開始した場合	・転入した方で、前市町村でも国民健康保険に加入して いた場合
・加入している被保険者が死亡した場合	・出生した場合(保護者が国民健康保険に加入している)

(※1) 会社で交付された保険証と国民健康保険証を持参してください。

(※2) マイナポータルから引越しワンストップサービスを利用して転出届を提出した場合には、窓口に来庁  
しての脱退の手続きは原則不要となります。

(※3) 勤務先より発行の健康保険資格喪失証明書が必要です。

(※4) 加入していた協会けんぽ・健康保険組合・共済組合より発行の任意継続資格喪失通知書が必要です。

- ・事実が発生した日から14日以内に届出をしてください。
- ・婚姻等により氏名の変更、町内で住所が変更(転居)した場合等も、変更の届出が必要となります。
- ・手続きは郵送でも行うことができます。

### ○進学して町外へ転出する方へ

国民健康保険は、本来お住まいの市町村で加入いただくものですが、進学により町外へ転出する場合は、引  
き続きご家族と一緒に余市町国民健康保険に加入することができる場合があります。該当の方は役場まで事前  
に問合せの上、手続きください。

※保険証の交付を受けるのは、学生の期間に限ります。事情により学生の身分に異動がある場合は必ずお知  
らせください。また、引き続き在学していることを確認するため、保険証の有効期間は1年ごととしています  
ので、毎年4月に更新手続きをお願いします。なお、卒業時は脱退の手続きが必要となります。

### ○国民健康保険税および後期高齢者医療保険料を年金から天引きされている方へ

4月からは今年度分として保険税(料)が仮徴収されます。4月・6月・8月に徴収される保険税(料)は  
2月徴収額と同額となります。7月に確定した年間の保険税(料)を通知します。4月から初めて年金から天  
引きになる方には、お知らせの通知をお送りします。

なお、年金から天引きされている方で、納付方法を口座振替に変更を希望される方はお申出ください。口座  
振替に変更した上で、年8回での納付となります。年金天引きから納付書納付への変更はできませんので了  
承ください。

年金天引きによる納付	口座振替による納付
年金支給月(年6回)に自動的に年金から天引き	各納期限の日(7月から2月まで)に指定された 金融機関より振替

### ○国民健康保険・後期高齢者医療保険の簡易収入申告はお済みですか？

国民健康保険の加入者、後期高齢者医療保険の加入者と同世帯の方で、前年度簡易収入申告をされた方に今  
年度の申告書を送付しています。案内文書をご確認の上、お早めに手続きください。

問合せ 保険課 医療係 ☎21-2121